

中和公園事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十五号

中和公園事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

中和公園事務所長に対する事務委任規則（平成三十年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

本則第九号中「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。